

かわさきしがいがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ
川崎市外国人市民代表者会議
（第9期 第1年 第2回 第2日）
議事録

1 日時 2012（平成24）年9月9日（日）午後2時～5時

2 場所 川崎市国際交流センター

3 出席者

（1）代表者 22人

吳 群、許 可欣、楊 奕、安 榮一、孔 敏淑、崔 想、朴 昌浩、サルヴィオ
ローズマリー、中村 ジュディス、シャルマ ガジエンダー、ガン リョンイン、仲田
シリワン、グエン ゴク バオ リン、セヌー ジョアキム、法 邑 カレン ウイルフリダ、
 coron ツイ カロル、園田 泉 ベアトリス、生田 オリエッタ、エドモンド ダンカン、
 シャヒン セルカン、シフケン ブランドン、チャート デビト

（2）事務局

横山 室長、佐藤 担当課長、大田 課長補佐、向井 担当係長、小田切 担当係長、
湯川 主任、高野 職員、西口 専門調査員

4 傍聴者 5人

5 会議次第（公開）

- （1）開会のあいさつ
- （2）事務局説明
- （3）議事
- （4）事務連絡

6 議事等の経過

【全体会】

シャルマ 副委員長「川崎市外国人市民代表者会議 2012 年度第2回第2日を開会する。
傍聴者の皆さんは傍聴者遵守事項を守っていただきたい。本日は王委員長が不在の
ため、川崎市外国人市民代表者会議条例6条に基づき、副委員長の私が会議の議事
の進行を務める。本日は王委員長のほか、王夕心委員、柳澤委員、ケオバサアト
委員から欠席の連絡があった。今日の日程と配付資料の確認をお願いする。」

（事務局向井係長が日程と配布資料について説明。）

シャルマ 副委員長「次に、代表者の委嘱について説明をお願いする。」

事務局向井係長「6月でタンザニアのウンチャンギリ・クリストファさんが、市外に転居
されたため、代表者を辞任された。ベナン出身のセヌー・ジョアキムさんが、後任
として選出されたことを報告する。既に委嘱は済んでいる。」

シャルマ 副委員長「では、セヌーさんに自己紹介をお願いする。」

セヌー委員「ベナンから来た。ベナンは、西アフリカにある国で、大学まではベナン、その後は中国の北京に留学し、大学院で研究した。その後1999年に日本に来て、今まで日本で暮らしている。代表者として話したいのは、異文化交流。私は13年以上、日本にいるが、今でも日本で知らないことがたくさんある。やはり日本にいる限りは日本を知らないといけないというのが、私の感想。私が困った経験が、新しく来日した外国人に生かせればよい。」

シャルマ副委員長「部会と実行委員会の希望を確認したい。」

セヌー委員「福祉教育部会と、オープン会議実行委員会を希望している。」

シャルマ副委員長「次に前回会議のまとめの説明をお願いします。」

(事務局西口専門調査員が資料1に基づき前回会議のまとめを報告。)

シャルマ副委員長「サルヴィオ委員の部会の希望を確認したい。」

サルヴィオ委員「社会生活部会に入りたい。」

事務局西口専門調査員「呉委員の実行委員会の希望も確認していただきたい。」

呉委員「ニューズレター編集委員会に入りたい。」

シャルマ副委員長「議事に入る。まず市内視察について説明をお願いします。」

(事務局湯川主任が資料2に基づき、市内視察の実施結果を報告。)

シャルマ副委員長「市内視察の感想があれば聞きたい。」

朴委員「5か所を視察したが、大変有意義だった。今後も継続してほしい。」

セヌー委員「ほとんどの視察先は自分が住んでいる町の近くにあったが、入ったことがなかった。何をやっているのかわからなかったが、知ることができ勉強になった。」

シャルマ副委員長「私も、近くに住んでいるのに、なかなかわからなかったので、視察してよかったと思う。次回も参加していただきたい。では部会審議に移る。」

【社会生活部会】

チャート部会長「今日の予定は、前回の内容を確認、出入国管理、特に親の呼び寄せ、窓口対応・相談、そして時間があれば地域活動への参加。今日は最初の2つのトピックにとどまると思う。まず確認したいのは、本当に時間が無いということ。最後の4回は提言の作成に使うので、審議は9回、時間にして15時間程度しかない。有意義に時間を使いたい。では、前回の内容確認は事務局をお願いします。」

(事務局湯川主任が資料1に基づき、前回のまとめについて説明。)

チャート部会長「年金が少し重要なテーマに入っているが、特に年金をもらうための給付期間など、年金制度の変更点を次回の参考資料として出してもらいたい。」

コロンツイ委員「年金について、現在の日本といろいろな国との条約の締結状況も知りたい。来年もしくは今年と1年後の2回に分けて調べて報告してほしい。」

事務局湯川主任「年金の社会保障協定については提言になっているので、10月1日現在でその提言の進捗状況調査を行う。そのときに年金を担当している局から、今の社会保障協定の状況も含めて回答をもらってはいかがか。取組み状況調査は毎年行うが、提言を達成した後は調査しなくなる。」

チャート部会長「まだ、提言を達成することはないと思われる。」

事務局湯川主任「調査結果は、毎年1月の会議で報告するので、そこで確認を。」

チャート部会長「出入国管理（親の呼び寄せ）について、事務局に説明をお願いします。」

(事務局湯川主任が資料4-2に基づき、出入国管理(親の呼び寄せ)について説明。)
呉委員「特定活動のところで、「本国においてほかに身寄りがなく」と書いてあるが、どこまでを身寄りとして理解すればよいか。」

チャート部会長「第8期で調べたが、出入国管理局の答えはわざと曖昧だったような気がする。はっきりした基準はなく、また、はっきりしようともしていない。」

コロナ委員「私の経験では、申請はできるが、許可がおりた人を私は知らない。寝たきりの人は認めるとか、両親のうち1人しか生きていないなど、いろいろなことが曖昧。だから、このテーマについて話をしたいと思った。」

呉委員「身寄りの定義を明確にしないと、許可されなければ申請する意味もない。」

孔委員「毎月、生活費を送るとか、親は自分が面倒をみないと誰も面倒を見られないとかいうのが明確にあれば、可能性はあるのではないか。」

コロナ委員「お金を送るだけで、面倒を見ていることにはならない。」

孔委員「面倒を見た期間や、お金を送ったかなど、証拠として目に見える資料が必要。」

コロナ委員「アプローチは2つある。1つは条件つきで、自分が日本にいる間、在留許可の家族滞在に親を含める。それが一番わかりやすい。もう1つは、70歳以上、兄弟がいない、お金のことなど、特定活動の対象や条件を明確にする。」

サルヴィオ委員「国による違いがあるかわからないが、3か月の後延長して3か月、そして一旦帰ってまた呼んで、半年以上という例もある。」

コロナ委員「確かに国にもよる。あとで短期滞在のビザが有るか無いかによっても変わる。とにかく180日でも短か過ぎる。毎回、飛行機で国に帰るのも大変。」

呉委員「短期滞在与、親の呼び寄せは意味合いが違う。3か月で延長して、一旦帰って、もう一回申請というのは手段であって、ここでは堂々と親を子どものいるところで呼んで、一緒に生活をしていくという話をしている。申請が難しくてもよいが、条件を明確にしてほしい。例えば、日本に税金を払っている期間や年収、親族の定義など。例えば、本国に兄弟がいない、面倒を見る人がいないといった条件でもいい。あとは、扶養の実績。例えば過去3年間以上、親に仕送りをしているかなど。」

シャヒン委員「日本側は、提出された情報を確かめる方法が必要。また、自分の国からは何の書類が必要かという情報が必要。私たち外国人として、その情報については、何かできると思う。でも、『身寄りがなく』というだけでは、自分が対象になるかどうか複雑。」

ガン委員「結論としては短期滞在ではなく、永住ビザのようなものを親に欲しいということか。」

コロナ委員「永住ビザではなく、家族ビザが必要。提言するときには、日本にもメリットがある、というアプローチも必要。私たちは日本で長く住みたい。日本のために仕事をして、日本で家族をつくりたいが、今の状況だとできない。日本は1人の労働力を失う。条件を満たした人には、日本人と同じように、日本に住んでいる間自分の親と一緒に住める状況はつくってほしい。」

ガン委員「1回観光ビザで呼び寄せて、その後延長や永住申請はできると聞いたが。」

コロナ委員「できない。」

シャルマ委員「どうしても親と一緒に暮らすことが必要な方には、すごい問題だと思う。なので、必要最小限の明確な条件にすればいいのではないか。」

チャート部会長「安さん。特別永住者の状況が違うが。」

安委員「私は特にない。」

許委員「短期滞在の中の、保養の意味は静養か。」

事務局湯川主任「意味としては静養に近いと思う。」

許委員「これも、曖昧。保養として申請ができるかわからない。」

吳委員「目的を明確にしなければいけない。単に親を呼ぶのではなく、子どもとして親の面倒を見る、親を扶養するというのが最も重要な目的。日本人もそうだが、親の面倒を見るために、今の仕事をやめて地元に戻る方も多いと思うが、私の周りにも、結果的に本国に戻って親の面倒を見る人がある。今の状況のままだと、一人っ子である私もいつかそうなる。それは日本にとっていい結果なのか。今、私たちが日本でそれぞれのポジションにいて、親の面倒が日本では見られないために、今のポジションから離れて本国に戻ることは、どちらにとってもハッピーな結果ではない。」

コロナ委員「アプローチとして、長期で日本の経済、日本の社会にとって、優秀な外国人の人材が必要かと聞きたい。その答えがノーであればそれで終わり。もしその答えがイエスであれば、そういう人に限ってもよい。あと、70歳以上、兄弟がいるなどの条件は、専門の場に任せたいほうがいい。ただ、日本人と同じように、自分の親と生活したい、それができなければ自分の国に戻る、日本がそういうところに耳を傾けてくれたら、嬉しいというふうにとまとめられるとよい。」

シャルマ委員「重要なのは、外国人が親を呼び寄せられないことで、継続的に日本にいられず、帰ってしまうということ。経済の貢献を含めて考えると、結構大事だと思う。」

許委員「もし提言するときには、「親の呼び寄せ」ではなくて、具体的に、例えば「家族滞在に親を含める」としてはどうか。」

コロナ委員「提言にするときに、適切なタイトルにすればいい。」

孔委員「親を呼び寄せる場合に必要と条件やその項目をはっきりしてほしいというのが、私たちが国に言いたいことだと思う。」

チャート部会長「例えば、ある条件に達していたら許可が出る。この条件に達していなくても、特別な状況があれば許可をもらう可能性があるが、その可能性は低くなる、などの案内が考えられる。」

安委員「今、議論をしている内容は、日本国、法務省に対する提言。もっと市民生活の中で、外国人として役に立つような方向に時間をかけたほうがいいのではないか。議論の内容は理解しているし、すごく大事なことだが、結局、川崎市長に対して提言するので、これでは自己満足で終わってしまうような気がする。」

チャート部会長「重要な問題を議論するのはよいが、確かに、入国管理制度を大改善したばかりで、タイミングは悪いかと思う。」

許委員「今、川崎市は産業都市に向けて、海外の企業や、海外の優秀な人材を誘いたい。もっと便利になれば、いい人材が川崎市に来るかもしれない。そうしたら、このことについて、川崎市がやれる範囲で私たちは提言したほうがいいのではないか。」

吳委員「確かに、これは川崎市の会議だが、かといって、私たちが国に対して直接訴えるきっかけも、ルートもない。だから、市を通じて日本国に提案するという意味で、こ

ういった議論が始まっていると私は理解している。」

チャート部会長「市を通して国に働きかけることは、この会議の1つの目的だと思う。でも、主な目的は、直接、川崎市に提言することなので、提言のテーマを選ぶときには、そういうことを考えて選ぶ。審議することに問題はない。」

コロンツイ委員「国際都市にするのだったら、やはり、これから市長ももっと川崎の人材を国際化して、当然その人たちは、こういう問題にも直面する。こういうことも考えないと国際都市にはならない。だから、このことについて、市長は何ができるか。私の勝手な意見ではなく、日本や川崎のためというところからも考えている。」

チャート部会長「ほかの意見は。(なし)後で提言は何にするかについて話すので、そのときに、またこのことについて議論できる。では、区役所の対応に移りたい。」

シャルマ委員「今日、委員長がいないので、この後はもう1つの部会に参加する。」

チャート部会長「では、説明は事務局からお願いします。」

(事務局湯川主任が資料4-3に基づき、窓口対応・相談業務について説明。)

チャート部会長「意見、質問などがあるか。(なし)では、このトピックスを提案したコロンツイさんから。」

コロンツイ委員「入国に関する法律で、少なくとも年に1回、いろいろな証明書が必要。例えば、住民登録や税金を払っているなど。今日の資料は、多言語のものがあるが、全てインプットで、アウトプットが日本語のみ。外国人の立場を考えると、同じものを英語で発行していただきたい。」

チャート部会長「私が住民票を発行してもらったら、決まった形だった。だから、英訳を用意するのは難しくない。」

孔委員「英語がわからない人は、英語で書かれたものをもらってもわからない。」

コロンツイ委員「私も代表的な言語として提案しただけ。スロバキア語で発行してほしいが、それを提案すると、138か国語でやらないといけなくなる。」

安委員「今回の法改正によって、外国人に対しては、行政罰ではなく刑事罰があるが、その説明がどこにも出てこない。例えば、外国人の場合は2週間以内に届け出を出さないと、行政罰ではなくて刑事罰になる。それで、40万円以下の罰金もあるが、そういうことは一切うたわれていない。国が決めたことだが、受付は区役所、市で行うので、それは外国人に知らせないといけない。本来なら、日本人と同じ行政罰でないと人権差別に当たるのではないかと思っている。」

チャート部会長「確かに問題。」

呉委員「今のことは初耳。詳細を知りたい。」

安委員「例えば、カードは携帯義務はないが、提示義務はある。持ち歩かなくてもいいが、警察官もしくは入国管理事務所の方が、『見せてください』といった場合に見せないと、それは刑事罰に当たるそう。」

呉委員「持ってなければ見せられない。」

安委員「そういう場合は、自宅まで連れて行って見せるか、それができない場合は、刑事罰で40万円以下の罰金、6か月以下の懲役だっと思う。今、詳しくわからないが、資料を見ればわかる。あと、区役所に出す住所の転入・転出届等を忘れた場合も、刑事罰になる。外国人にとっては、どう扱われるかわからないということ。」

チャート部会長「ほとんどの場合、大丈夫だと思うが、そういう可能性があることは問題。」

窓口の対応に戻って、何かあるか。」

サルヴィオ委員「外国人と会話をしたことがない人が窓口にいると、外国人は発音が全然違うので、わからないということがある。あと、窓口で外国人として相談できる場所がほしい。就学申請書は区役所で配っているのか。」

事務局湯川主任「基本的には、学校に入る年齢の子どもがいる保護者に送られる。」

シャヒン委員「市役所に住民登録をしに来る申請者が、もし就職活動に興味があれば、その仕事に対する履歴書とか申請をしてもらえるように制度をつくりたい。」

チャート部会長「外国人として、1つの窓口で、全ての申請はできなくても、全ての必要な申請や登録を教えてもらいたい。住民異動届をしなければならぬとわかったら、国民年金も必要、学校も必要。外国人であれば、日本の制度はわからないので、そういうことは教えてもらわないと、何をしたらいいかわからない。だから、仕事探しも、別の窓口になるとは思うが、少なくともどこで登録したらいいか教えてもらいたい。

もう1つ、記入例の資料は記入例が書かれていない。もし本当に記入例であったら、例えば「period of residency」には、記入例として「three years」が入っていれば、よりわかりやすくなる。」

コロンツイ委員「私が個人的で市役所もしくは区役所に声を届ける方法はあるか。」

事務局向井係長「通常の手紙でもよいが、市長への手紙という制度があり、書いた内容について担当のセクションのほうへ回してくれる。市長も目を通し、どういった改善ができるか、あるいは、何らか法律で決まっていれば対応ができないかとか、必ず何らかの回答をするという制度がある。

もう1つ、電話等による「サンキューコールかわさき」というものがあり、それを通じて意見をだしても、基本的には何らかの回答がある。」

ガン委員「市役所とか区役所に外国人の情報が管理されているかと思うが、そこでその一人一人の理解できる言語といった項目はないのか。例えばパンフレットを6言語でつくっても、どれも理解できない人がいるかもしれないので、それで郵送すると、資源的に余り有効に使えていないのではないかと思う。」

事務局湯川主任「その6言語については、川崎市で登録者の多いところから、基準として決めていて、できるだけ多言語化する際にはこの6言語で、余裕があれば、他の言語も進めていくということになっている。」

ガン委員「6言語もまとめて一冊にすると分厚くなり、それは資源としてよくないと思う。例えば、区役所に行って、何かの申請するときは、アンケートとして、この人はどの言語なら理解できるのかを登録し、パンフレットなどを郵送するときに、登録した言語で送ればよいのではないか。」

事務局湯川主任「そういった登録制度はない。資料には6言語まとめて1冊のものもあるし、ばらばらでつくっているものもある。就学案内などは国籍を見て、言語を予測して送っている。どれにも当てはまらないのは、日本語のルビ付きのものを送っていると聞いたことがある。」

許委員「小学校への入学について（案内）の手紙は、対象者はだれか。」

事務局湯川主任「お子さんが外国籍の保護者。日本国籍を持っている人は対象ではない。2つ国籍がある場合、片方が日本国籍であれば対象ではない。」

許委員「もう1つ、例えば、韓国籍のお子さんだったら、韓国語だけ送るのか。」

事務局湯川主任「韓国語と日本語と一緒に入っていたと思う。」

ガン委員「外国人が理解できるそれぞれの言語のデータを増やすことは難しいか。」

事務局向井係長「自分から申し込むことで、データ化できなくはないが、データを集めるための根拠と何に使うのか、データも最新のものにしないといけない。個人情報を使う上で市の条例があり、その条件をクリアできるか考えないと難しい。」

チャート部会長「目標として、法律上必要な通知が、読める言語で届くために、個人情報を使うことは、有効だと思う。住所と同じぐらい重要なこと。読めない日本語で通知書が届いても意味がない。」

呉委員「日本語は全く問題がないと自分が思っている、実際は問題があるかもしれない。役所の立場で考えると、国籍で判断するのが一番わかりやすいのではないかと。言語の理解度は、はかる基準が曖昧なので、厳しいと思う。」

チャート部会長「国籍はアメリカ人でも英語が余りできない人はいる。あればよい情報だが、正しい情報を得るのも難しい。この話題は次回も最初に話したいと思う。」

では、次回、地域活動を審議するが、時間がかかるテーマに入る可能性も十分ある。まちづくり、就職支援、提言取り組みの評価、情報伝達、この中から1つ選んで必要な資料を求めたい。まちづくりから始めてもよい人は手を挙げてほしい。」

(賛成多数)

チャート部会長「では、まちづくりから始める。これについて欲しい資料があるか。これは副委員長が提案したので、副委員長に聞いて、必要な資料を確認する。」

【福祉教育部会】

園田部会長「部会を始める。前回の内容と過去の提言を事務局に説明してもらおう。」

(事務局西口専門調査員が資料1の前回会議のまとめ、および資料3-2に基づき過去の提言について説明。)

園田部会長「時間が限られているため、8つのテーマの中から一人3つまで選び、票が多いテーマから話し合う。第3位まで決めたい。」

朴委員「①保護者支援と⑥乳幼児の子育てを1つのテーマ、③高齢者福祉と⑦医療を1つのテーマにまとめられるのでは。」

園田部会長「医療は高齢者のみの問題とは限らないので、まとめるのは難しい。」

<投票結果(12人)>

		1回目	2回目	3回目	結果
①	保護者支援	6	5	4	
②	いじめ	6	5	3	
③	高齢者福祉	1			
④	家庭教育	5	7	9	→④
⑤	異文化交流	5	5	6	→③
⑥	乳幼児の子育て	4	4		
⑦	医療	3			
⑧	母語教育	4	7	2	→②

園田部会長「テーマの順番は、1位、家庭教育、2位、母語教育、3位、異文化交流を最初に扱い、残りは2回の部会でできる限り取り上げる。早速この④家庭教育に入る。」

過去にこのテーマで提言は出ていない。一言ずつ意見を言ってほしい。」

シフケン委員「子育て中の外国人保護者は言葉が通じないと防災や緊急時に危ない。」

生出委員「学校教育だけでなく、家庭教育も教育のベースとして大切。モラルや愛や、子どもが家庭で安心する環境などが含まれる。」

法邑委員「子どもがいない人はこのテーマにどのように関わるのか。」

生出委員「自分の国で受けた家庭教育を思い出して関わってほしい。」

シフケン委員「日本語ができない外国人保護者は、子どもが高学年になると宿題のサポートもできなくなるが、それが課題。」

崔委員「日本でもそれぞれの家庭で教育内容は違っている。ただ、文化として家庭でのしつけの問題は家庭教育に当てはまる。」

グエン委員「外国人の家庭の教育を中心に話し合うのか、日本人家庭を含めて提言するのか。国際結婚の場合、日本と外国とが両方関わってくる。」

生出委員「それぞれの国でしつけや教え方があるが、違いを理解できないことが問題。家庭が落ち着ける、親と良い関係を作れる環境であればいじめ等の問題も乗り越えられるかもしれない。」

グエン委員「家庭は行政が介入できる部分は少ない。国際結婚や外国人家庭で、文化の違いを融和させる取り組みは異文化交流のテーマ。これは提言に合わない。」

生出委員「私は子どもが2人いて、子どもが2つの文化を持つのはいいことだと思っていたが、そのせいで子どもが不安を抱え、いじめを受けた。つまり、どのように家庭で親が動けばよいか、経験しないとわからないことも多いが、大切なテーマ。」

仲田委員「私はいつも保護者面談で先生から「あなたの子どもは、頭はいいが性格が日本人ではない。いつもやりたいことをすぐはっきり言うが意見が強過ぎると日本の文化に入れないよ。」と言われた。これが私の子どもが幼稚園から続いている問題。」

法邑委員「ケニアではクリスチャン文化が家庭教育に深く関わる。子どもに母文化を教えるのは当たり前だが、日本の文化も教える必要があり、そのバランスが難しい。」

楊委員「子どもは親の鏡で、親の行動や生き方を真似する。子どもが社会と接する機会が増えると悩みも出てくるので、親が積極的に子どもの話を聞いて、アドバイスをするのはよいと思う。日本の学校と自分の国の教育文化は全く違う。自分の国の文化や社会常識も子どもに教えたいが、話だけでは通じないところもあり、悩んでいる。」

朴委員「家庭教育は子どもが家に帰ってよかったと感じる温かい家庭環境を作るためのもの。しつけも大切。家で宿題を見る、夏休みの課題を親子で取り組むなど、家庭を誇りに思って胸を張って生きていけるような環境をつくることも家庭教育。」

エドモンド委員「私は仕事でいろいろな小学校に行くが、先生から何でも学校任せにせずモラルは家庭で教えてほしいという声を聞く。親子で過ごす時間を増やす必要がある。中学校の部活動は拘束時間が長過ぎる。市の青少年問題協議会でもそういう話が出た。オーストラリアやアメリカでは大体週2回練習で、土曜日、日曜日に試合がある。夏休みもないような、部活動のシステムを変えたい。」

中村委員「私の子どもは部活に入りたがらない。中学生になって成績も落ちて勉強しなくなり不安。本当は勉強もでき、人とも付き合えるのに、逃げている。外国人の子どもという悩みがあるのかもしれない。教会で毎週宿題や勉強のサポートがあり、とても

助かっている。」

セヌー委員「暮らしやすい社会をつくるのがこの会議の目的。子どもの立場に立って考え、家庭から出て、仲間づくりや、学校、部活動を通して日本人と協力しやすい環境をつくるためにどうすればよいかはこの会議で提言できる。日本人と交流し、あなたはガイジンだと言わせないためには家庭でも日本と外国のことを教える必要がある。」

仲田委員「学校の教育の中に親を尊敬するという内容が入るとよい。最近では子どもが親に対し友達に使う言葉を使っている。尊敬の念が少なくなったように感じる。」

園田部会長「日本の学校のシステムがわからないと親も子どもの支援ができない。家庭教育の中で、保護者を支援していけば、もう少し子どもが楽になるのではないか。」

シャルマ副委員長「日本語が話せない外国人の方は、パートナーからしか情報が入らないことが大きな問題。エドモンド委員の話は教育システムの問題。家族、親への尊敬も含めた親子のコミュニケーションも大事。代表者会議として提言にするポイントは、日本語も話せて子育てをしている外国人と、子どもがいないけれども日本語が話せない外国人配偶者の2つに対しての支援として考えられる。」

生出委員「部会長は日本の教育システムがわからなかったとき、家庭で子どもをどのようにサポートしたのか。」

園田部会長「私はブラジルで教育を受けた。夫は日本語が話せないので、子どもの問題を相談する人がいなかった。日本語が話せても、日本の教育システムを知っているわけではない。私は友達や先生に積極的に話に行ったが、守るのは母親しかいない。仕事をしていても子どもが相談するのはやはり母親。手紙も大量に来たが内容もわからず、大事な手紙かどうかの区別もできなかった。やはりこれから教育を受ける子どもたち、外国人の親の支援をしていくのは家庭教育だと思う。ここで私たちが何できるかということ具体的に考えると、例えば、教育委員会や学校の流れについて知ることが大事。日本人には当たり前だけれど外国人には当たり前ではないことがたくさんある。」

シャルマ副委員長「今、通っている学校はインターナショナルスクールなので、特に問題は感じていないが、先生と話し合う機会が結構多い。2か月か3か月に1回、親と先生が会って話し合いをする。新学期が始まる前に、全ての親を呼んで説明会もしている。そうすると外国人、特に日本語が話せない方に最初から子育ての流れを全部説明できる。オプションとして、幼児期から思春期までの発達について説明ができればなおよい。だから日本の学校で日本語が話せない親に対する支援と、日本語はわかるが全く周りにネットワークがない、システムがわからないという親への対応を考えると、学校と親との間にどういうふうにコミュニケーションを増やせるかということが大事になる。そこに英語の資料や通訳が入られるとよい。」

園田部会長「家庭教育の中で困ったことを一言ずつ聞きたい。」

シフケン委員「中学校になると、子どもにとっては環境がかなり厳しい。部活に関しても勉強に関しても競争意識が強くなるので、子どももストレスがたまる。私の子どもは我慢するタイプなので、ストレスに非常に困っている。」

崔委員「韓国では、夫婦別姓なので、日本と違う。子どもは父親の姓を名乗るが、母親と姓

が違(ちが)うということをどう説明(せつめい)していけばいいか困(こま)っている。こういう日本(にほん)の文化(ぶんか)に適(てき)応(おう)しながら韓国(かんこく)文化(ぶんか)、韓国(かんこく)社会(しゃかい)に順(じゆん)応(おう)できるような形(かたち)で教育(きょういく)したい。」

シャルマ副(ふ)委員長(ぎやうざい)「私(わたし)は日本(にほん)語(ご)を話(わ)せるが、仕事(しごと)が忙(いそ)が、家庭(かてい)のこ(こ)を全(すべ)て見(み)ることができ(で)ない。日本(にほん)語(ご)の資(し)料(りょう)は読(よ)めるが、ど(ど)んな選(せん)択(たく)肢(し)があるか、と(と)いう全(ぜん)体(たい)像(ざう)がわ(わ)か(ら)ない。教(きょう)育(いく)に關(か)する選(せん)択(たく)の幅(はば)を廣(ひろ)げるにはどうし(どう)たらよ(よ)いか(か)が問(もん)題(だい)。」

グエン委員(ぐえんゐい)「経(けい)験(けん)者(しゃ)の親(おや)たち(ち)がガ(が)イ(イ)ド(ド)して(して)く(く)れ(れ)る(る)制(せい)度(ど)を(を)作(つく)ら(ら)ば(ば)い(い)い(い)。場(ば)所(じょ)を(を)提(てい)供(きょう)する(する)等(とう)の支(し)援(えん)は行(ぎょう)政(せい)が(が)でき(で)る。日(に)本(ほん)で(で)子(こ)ども(ども)を(を)持(も)つ(つ)と、大(お)き(き)く(く)な(な)る(る)ま(ま)で(で)に(に)ど(ど)の(の)く(く)ら(ら)い(い)の(の)お(お)金(かね)が(が)か(か)か(か)る(る)か(か)、制(せい)度(ど)が(が)あ(あ)る(る)か(か)、一(ひと)つ(つ)一(ひと)つ(つ)困(こま)つ(つ)た(た)こ(こ)と(と)や(や)分(わ)か(か)ら(ら)ない(ない)こ(こ)と(と)を(を)集(あ)めて(めて)、ホ(ほ)ー(ー)ム(ム)ペ(ペ)ー(ー)ジ(ジ)で(で)多(た)言(げん)語(ご)で(で)公(こう)開(かい)す(す)れ(れ)ば(ば)、皆(みな)も(も)知(し)り(り)た(た)い(い)こ(こ)と(と)が(が)調(しら)べ(べ)ら(ら)れる(る)。」

法(ほう)邑(むら)委員(ゐい)「日(に)本(ほん)は(は)マ(マ)ン(ン)シ(シ)ョ(ョ)ン(ン)や(や)ア(ア)パ(パ)ー(ー)ト(ト)な(な)の(の)隣(となり)の(の)部(へ)屋(や)の(の)人(ひと)と(と)も(も)話(わ)を(を)し(し)ない(ない)。外(がい)国(こく)人(じん)が(が)問(もん)題(だい)が(が)あ(あ)つ(つ)て(て)困(こま)つ(つ)て(て)い(い)て(て)も(も)、近(きん)所(じょ)の(の)日(に)本(ほん)人(じん)が(が)仲(な)間(ま)に(に)入(い)れ(れ)て(て)く(く)れ(れ)ない(ない)の(の)が(が)一(いち)番(ばん)の(の)問(もん)題(だい)。近(きん)所(じょ)の(の)人(ひと)と(と)仲(な)が(が)良(よ)ければ(ば)自(じ)分(ぶん)の(の)問(もん)題(だい)も(も)話(わ)し(し)合(あ)え(え)る(る)し(し)、相(そう)談(だん)でき(で)る(る)。で(で)も(も)、日(に)本(ほん)人(じん)は(は)冷(れい)た(た)い(い)。近(きん)所(じょ)の(の)人(ひと)に(に)お(お)は(は)よ(よ)う(う)と(と)言(い)つ(つ)て(て)も(も)無(む)視(し)さ(さ)れる(る)。近(きん)所(じょ)の(の)人(ひと)に(に)相(そう)談(だん)でき(で)ない(ない)から(か)、自(じ)分(ぶん)た(た)ち(ち)の(の)問(もん)題(だい)が(が)そ(そ)の(の)ま(ま)に(に)な(な)つ(つ)て(て)し(し)ま(ま)う(う)。区(く)役(やく)所(じょ)の(の)相(そう)談(だん)は(は)働(はたら)い(い)て(て)い(い)る(る)人(ひと)に(に)は(は)通(か)う(う)時(じ)間(かん)も(も)な(な)い(ない)。や(や)はり(り)近(きん)隣(りん)の(の)人(ひと)に(に)仲(な)間(ま)に(に)入(い)れ(れ)て(て)ほ(ほ)しい(しい)。も(も)う(う)少(すこ)し(し)日(に)本(ほん)人(じん)に(に)は(は)明(あ)く(く)な(な)つ(つ)て(て)ほ(ほ)しい(しい)。外(がい)国(こく)人(じん)だ(だ)から(か)、日(に)本(ほん)語(ご)が(が)話(わ)せ(せ)ない(ない)か(か)も(も)し(し)れ(れ)ない(ない)、も(も)し(し)英(えい)語(ご)で(で)話(わ)し(し)か(か)け(け)て(て)き(き)たら(ら)ど(ど)う(う)し(し)よう(う)と(と)、引(ひ)い(い)て(て)し(し)ま(ま)う(う)の(の)で(で)な(な)く(く)、ま(ま)ず(ず)挨拶(あいさつ)か(か)ら(ら)始(は)めて(めて)、そ(そ)の(の)後(ご)子(こ)ども(ども)が(が)い(い)る(る)、一(いっ)つ(つ)し(し)遊(あそ)ば(ば)せ(せ)ま(ま)し(し)よう(う)と(と)い(い)つ(つ)た(た)形(かたち)で(で)仲(な)良(よ)く(く)な(な)れ(れ)ば(ば)、親(おや)も(も)楽(らく)に(に)な(な)る(る)。」

楊(やん)委員(ゐい)「子(こ)ども(ども)は(は)日(に)本(ほん)生(せい)ま(ま)れ(れ)日(に)本(ほん)育(いく)ち(ち)な(な)の(の)で(で)、母(ぼ)国(こく)の(の)文(ぶん)化(か)や(や)言(げん)語(ご)、社(しゃ)会(かい)習(じゅう)慣(かん)が(が)子(こ)ども(ども)に(に)伝(つた)わり(わり)に(に)く(く)い(い)。特(とく)に(に)里(さと)帰(かえ)り(り)の(の)と(と)き(き)、子(こ)ども(ども)が(が)慣(な)れ(れ)ず(ず)、落(お)ち(ち)込(こ)んで(んで)し(し)ま(ま)う(う)。」

生(おい)出(いで)委員(ゐい)「子(こ)育(いく)て(て)中(ちゆう)に(に)、日(に)本(ほん)語(ご)が(が)分(わ)か(か)ら(ら)な(な)く(く)て(て)、ス(す)ト(と)レ(れ)ス(す)が(が)大(お)き(き)か(か)つ(つ)た(た)。自(じ)分(ぶん)を(を)大(だい)事(じ)に(に)し(し)て(て)、ス(す)ト(と)レ(れ)ス(す)を(を)減(へ)ら(ら)す(す)よ(よ)う(う)に(に)す(す)れ(れ)ば(ば)も(も)っ(も)つ(つ)と(と)ま(ま)く(く)い(い)つ(つ)た(た)と(と)思(おも)う(う)。カ(カ)ウ(ウ)ン(ン)セ(セ)ー(ー)に(に)相(そう)談(だん)す(す)る(る)こ(こ)と(と)も(も)考(かん)え(え)た(た)こ(こ)と(と)が(が)な(な)か(か)つ(つ)た(た)。で(で)も(も)、娘(むすめ)は(は)自(じ)分(ぶん)か(か)ら(ら)調(たう)べ(べ)て(て)カ(カ)ウ(ウ)ン(ン)セ(セ)リ(リ)ン(ン)グ(グ)を(を)受(う)け(け)、そ(そ)れ(れ)を(を)見(み)て(て)誰(たれ)か(か)に(に)話(わ)す(す)こ(こ)の(の)大(だい)切(せつ)さ(さ)に(に)気(き)付(つ)い(い)た(た)。ス(す)ト(と)レ(れ)ス(す)を(を)深(しん)刻(こく)に(に)な(な)る(る)前(まえ)に(に)解(かい)消(しょう)す(す)よ(よ)う(う)に(に)す(す)れ(れ)ば(ば)、家(か)庭(てい)で(で)の(の)コ(コ)ミ(ミ)ュ(ュ)ニ(ニ)ケ(ケ)ー(ー)シ(シ)ョ(ョ)ン(ン)も(も)ゆ(ゆ)っ(っ)くり(り)と(と)れ(れ)る(る)。」

園(その)田(だ)部(ぶ)会(かい)長(ちやう)「時(じ)間(かん)が(が)な(な)い(ない)の(の)で(で)、次(つぎ)回(かい)こ(こ)の(の)続(つづ)き(き)か(か)ら(ら)始(は)め(め)た(た)い(い)。次(つぎ)回(かい)の(の)会(かい)議(ぎ)資(し)料(りょう)で(で)必(ひつ)要(よう)な(な)もの(もの)は(は)あ(あ)る(る)か(か)。」

エドモンド委員(ゐい)「部(ぶ)活(かつ)動(どう)に(に)つ(つ)いて(いて)の(の)資(し)料(りょう)が(が)ほ(ほ)しい(しい)。」

朴(ぼく)委員(ゐい)「子(こ)ども(ども)の(の)帰(か)宅(たく)時(じ)間(かん)に(に)つ(つ)いて(いて)の(の)統(とう)計(けい)デ(デ)ー(ー)タ(タ)が(が)あ(あ)れ(れ)ば(ば)知(し)り(り)た(た)い(い)。放(ほう)課(か)後(ご)施(せ)設(せつ)に(に)つ(つ)いて(いて)の(の)資(し)料(りょう)も(も)ほ(ほ)しい(しい)。」

シフケン委員(ゐい)「外(がい)国(こく)人(じん)の(の)保(ほ)護(ご)者(しゃ)の(の)数(かず)を(を)知(し)り(り)た(た)い(い)。」

朴(ぼく)委員(ゐい)「保(ほ)育(いく)園(えん)の(の)二(に)重(じゆう)国(こく)籍(せき)の(の)子(こ)ども(ども)の(の)数(かず)を(を)知(し)り(り)た(た)い(い)。」

事(じ)務(む)局(きょく)佐(さ)藤(とう)課(か)長(ちやう)「保(ほ)育(いく)園(えん)で(で)は(は)把(た)握(かく)し(し)て(て)い(い)ない(ない)と(と)聞(き)い(い)て(て)い(い)る(る)。」

朴(ぼく)委員(ゐい)「次(つぎ)回(かい)の(の)部(ぶ)会(かい)は(は)何(なに)を(を)話(わ)し(し)合(あ)う(う)の(の)か(か)。」

園(その)田(だ)部(ぶ)会(かい)長(ちやう)「次(つぎ)回(かい)資(し)料(りょう)に(に)基(き)づ(づ)い(い)て(て)、家(か)庭(てい)教(きょう)育(いく)に(に)つ(つ)いて(いて)皆(みな)さ(さ)ん(ん)の(の)意(い)見(けん)を(を)引(ひ)き(き)つ(つ)づ(づ)き(き)言(い)っ(っ)て(て)い(い)た(た)だ(だ)く(く)。そ(そ)して(して)、提(てい)言(げん)を(を)ど(ど)の(の)よ(よ)う(う)に(に)作(つく)っ(っ)て(て)い(い)く(く)か(か)を(を)決(き)め(め)た(た)い(い)。で(で)は(は)、閉(へい)会(かい)す(す)る(る)。」

【全体会】

シャルマ副(ふ)委員長(ぎやうざい)「全(ぜん)体(たい)会(かい)議(ぎ)を(を)再(さい)開(かい)す(す)る(る)。部(ぶ)会(かい)の(の)審(しん)議(ぎ)内(ない)容(りよう)を(を)報(ほう)告(こく)し(し)て(て)ほ(ほ)しい(しい)。」

【福祉教育部会】

園(その)田(だ)部(ぶ)会(かい)長(ちやう)「投(とう)票(ひょう)で(で)重(じゆう)要(よう)な(な)テ(テ)ー(ー)マ(マ)を(を)3(さん)つ(つ)に(に)絞(しぼ)つ(つ)た(た)。1(いち)位(い)が(が)家(か)庭(てい)教(きょう)育(いく)、2(に)位(い)が(が)母(ぼ)語(ご)教(きょう)育(いく)、3(さん)

位が異文化交流。最初に3つのテーマを扱い、残り5つのテーマは時間があるときに話し合う。今日は家庭教育について話し合った結果、日本の教育システムに対して困っていることなどが出た。時間があれば、次回の会議資料で意見に目を通してほしい。次回は部活の制度、放課後施設、川崎で学校に通っている外国人の子どもの数などの資料を出してもらおう予定。」

チャート部会長「家庭教育とは具体的にどのようなことか。」

園田部会長「保護者としての悩みや、日本の教育システムに関するものだが、まだ固まっていない。次回、資料に基づいて保護者のガイドをつくる、教育についての説明会を開くなどの具体的な話もしたい。」

朴委員「部会でも多様な意見が出ているので、まだまとまっていない。」

エドモンド委員「家庭でモラルをどう教えるか、両親と子どもの時間をどうやって確保するか、など家庭で人間として基本的に大切なことを教えるというのにも含まれる。」

[社会生活部会]

チャート部会長「出入国管理、特に親の呼び寄せについてと、市の窓口対応・相談業務について審議した。親の呼び寄せでは、長期的に日本で生活する外国人には、高齢の親を呼び寄せる必要も出てくるが、今の出入国管理制度では短期滞在のみなので、親の面倒が見られない。だから、制度の改善が望ましいという意見で一致した。解決方法は、1つは家族滞在の範囲に親を入れる、もう1つは、親も対象になっている特定活動という在留資格の基準があいまいなので、基準を明確にして、親の長期滞在に必要な条件を示してほしいという意見がでた。もし我々外国人が日本にすることが日本にとって良いことであれば、外国人を日本に留めておくために、このような制度が必要だと強調したい。日本にとってのいい面を示したい。これは国レベルの問題なので、代表者会議としてはこのような内容でまとめ、審議を終わりにした。

窓口対応と相談業務については、市の発行する証明書等の資料とその申請について話した。申請用紙はほとんど日本語。多言語のサポートはあるが、記入欄には日本語しか書いてないので、具体的な記入例があるとよい。新しい在留管理制度では、外国人の届出が遅れると40万円以下の罰金、刑事罰になるが、余り知られていない。制度の罰則についても、はっきり知らせてほしい。

そして、発行する証明書等は日本語。外国で日本語の資料は翻訳する必要があるが、翻訳が公式資料と認められるかどうか、が問題になった。川崎市で、英語かローマ字の表記で発行できるかどうか話し合った。制度としてできるかどうか難しい問題なので、提案で留まった。相談については話し合っていない。

次回は地域活動に参加する方法、町内会などについてと、まちづくりについて取り上げる。」

朴委員「窓口対応・相談業務の中で、行政罰と刑事罰の違いは知っているか。刑事罰になると、前科となるので、履歴書に書かなければいけない。それと、資料4-4だが、私も町内会の事務局に携わっているので、協力できることは協力したい。また、福祉教育部会の地域福祉のテーマの際には、社会生活部会の内容も参考になると思う。」

生出委員「地域の美化については、社会生活部会のテーマに含まれるか。」

チャート部会長「次回のテーマである地域活動への参加は関連がある。」

生出委員「近所にあるバス停の椅子が汚れて壊れているが、バス会社があるままにしている
ので、困っている。そうした地域の問題はどこに相談すればよいか、わからない。」

シャルマ副委員長「一つの事例として、部会の審議に取り入れることはできる。」

チャート部会長「そういうことについても町内会が意見を出したりするので、地域活動の
一部になると思う。」

朴委員「町会長に話し、役所や会社に連絡してもらおう方法もある。」

シャルマ副委員長「次に実行委員会の報告に移りたい。」

[各種実行委員会報告]

●オープン会議実行委員会；資料5に基づき、プログラム案、広報案、識字学級訪問等に
ついて説明。

●ニューズレター編集委員会；資料6に基づき、No. 46の原稿案、翻訳チェック担当
者を報告。新しい配布先についてアイデアを募集。

●市民祭り実行委員会；テント内企画について説明。パレードへの参加を依頼。

●多文化フェスタみぞのくち実行委員会；料理屋台のメニュー（ごまだんご、タイカレーそ
うめん、チヂミ、ブラジルの餃子）を決定。（賛成22人）

シャルマ副委員長「これで、第2回第1日の会議を閉会する。」